#### 特集2

アスベスト(石綿)問題の過去と現在

はじめ 13 被害の本格化はこれ

第19 事 由皮腫、乙醇貼が人の補償、粉次供収

	第 1	2 表 中皮	腫・石綿脂	おがんの補償・求	<b>文</b> 済状況		
中皮腫							
	~1994年	~2004年	2005年	2006年	合計	認定率	寄与率
死亡者数	5,000(推計)	7,013	911	1,000(推 計)	13,924	100,0%	
労災認定	83	419	503	512(9月末)	1,517	10.9%	40.9%
時効救済				452(9月末)	452	3, 2%	12,2%
新法救済(死亡)				1,315(12月末)	1,315	9.4%	35.5%
新法救済(生存)				425(12月末)	425	3.1%	11.5%
認定・救済合計				2, 704	3,709	26,6%	100.0%
石綿肺がん							
	~1994年	~2004年	2005年	2006年	合計	認定率	寄与率
死亡者数 (中皮腫×2)	10,000(推計)	14, 026	1,822	2,000(推 計)	27,848	100.0%	
労災認定	120	234	219	328(9月末)	901	3, 2%	74,8%
時効救済				154(9月末)	154	0.6%	12.8%
新法救済(死亡)				28(12月末)	28	0.1%	2,3%
新法救済(生存)				122(12月末)	122	0.4%	10.1%
認定・救済合計				632	1,205	4.3%	100.0%
合計 (中皮腫・石	5綿肺がん)				- (1)		
	~1994年	~2004年	2005年	2006年	合計	認定率	寄与率
死亡者数	15,000(推計)	21, 039	2, 733	3,000(推 計)	41,772	100.0%	
労災認定	203	653	722	840(9月末)	2,418	5.8%	49,2%
時効救済				606(9月末)	606	1.5%	12.3%
新法救済(死亡)				1,343(12月末)	1,343	3, 2%	27.3%
新法救済(生存)				547(12月末)	547	1.3%	11.1%
	III.			V			

害性の高い青石綿(クロシドライト)やより飛散性の高い吹き付けて、発がん性に着目した対策へと進み、並行して、一般住民や環境で、発がん性に着目した対策へと進み、並行して、一般住民や環境で、発がん性に着目した対策へと進み、並行して、一般住民や環境の観点から、最初にじん肺を予防するための対策から始まり、次い観点から、最初にじん肺を予防するための対策から始まり、次いにないとの高い青石綿(クロシドライト)やより飛散性の高い吹き付ける。対策はどこの国でも、職業曝露による労働者の健康被害防止のる。対策はどこの国でも、職業曝露による労働者の健康被害防止の 比べて、 他の工業国からも一五年くらい遅れたという事実は動かしようがな どうかの比較は可能だが、 遅れた。さまざまなレベルでの対策が他国と比べて遅くなかったか 進むのが共通したパターンである。 の禁止から、全石綿の部分的・段階的禁止、そして、全面禁止 石綿は、 人口当たりの石綿消費量を比較すると、日本などの先進工業国 世界平均を大きく上回る消費国であった。日本は、 また社会問題化するにつれて、 本格的な石綿の産業利用が遅れただけでなく、 中皮腫、 (石綿)が深刻な健康被害をもたらすことが明らかに 肺がん、 使用中止は北欧諸国より四半世紀遅く、 使用 他の諸国に 中 止 へと

伏期間は長く、初回曝露から二○~五○年とされている(各国で最因が石綿曝露にあり、石綿被害の「指標疾患」とされる中皮腫の潜こし、これらの潜伏期間は長い。なかでも、ほぼすべての疾病の原 石綿肺等の致死的な健康被害を引き起

> 初に報告された時期は、 九三五年、日本一九六〇年、中皮腫―イギリス一九三五年、 カー九六〇年、 一八年、日本一九二九年、石綿肺がん―アメリカ、 日本一九七三年とされる)。 石綿肺-イギリス一九〇六年、 イギリスとも アメリ 力

かりである。 ていることが確認できる。 石綿使用のタイムラグを反映して、 てみても、日本の中皮腫が増加し続けていること、また、 る。世界保健機関(WHO)の国際疾病分類は、第一○版(ICD に異なり、 一〇)から中皮腫に独立したコードを与えたが、適用時期は国ごと 中皮腫の発症・死亡状況を把握すること自体が各国共通の課題 その努力のひとつとして中皮腫登録制度を整備している国もあ 日本では一九九五年であった。限られ 日本の石綿被害の「流行」は始まったば 他の工業国に比べて発症が遅れ たデー タを比較し 本格的な

るという推計がある。 件へと二○年間でほぼ二倍になり、三五年間で合計約二五万件にな 性の年間死亡が、 があると予測されている。 ○○○年以降の四○年間の男性胸膜中皮腫死亡者数が約一○万三○ る努力も積み重ねられているが、西欧における胸膜中皮腫による男 - クを過ぎたとはみなしていない。より正確に将来の被害を子測す 最も早く使用を中止した北欧諸国を含めて、各国政府も被害がピ 過去一〇年間(二〇八八人)の五〇倍近くになる可能性 九八年の五〇〇〇件から二〇一八年に約九〇〇〇 同様の手法を用いた日本の将来予測では、二

や鉱山・工場等周辺住民に発生することも、 石綿による健康被害が、 統計の整備や調査研究の進んだところの経験から、 労働者だけでなく作業服を洗濯した家族 早くから明らかにされ

患の研究が進んだと言えるのである。 る職業曝露の寄与が約八○%等という数字も導き出されて 件につき石綿肺がん二件という比率や、 壮大な人体実験とも言うべき犠牲のうえに、 字も導き出されてい、中皮腫全体に占め 石綿関連疾

○%が罹患するという恐るべき被害状況であった。 従事していた者の四四・六%、 害なクロシドライトを使用した石綿管製造作業に一〇年以上 及び一年以上在籍退職者の合計が一〇一五人である。 養中が一五人で合わせて八九人であった。この時点の在籍者 把握した石綿関連疾患による死亡者の累計は七四人、他に療 製造したが、七九年に最初の石綿肺、 を一九五四~ 尼崎市のクボタ旧神崎工場では、 被害拡大を食い止めるという課題が提起されている。兵庫県 による死亡者が出たとされる。 このようななかで、欧米や日本の教訓を生かして世界的な 七五年に、石綿含有住宅建材を七○~九七年に 原料供給作業従事者の四一・ 二〇〇四年度末時点で同社が 水道管等の石綿セメント管 八六年に最初の中皮腫 より有

3,336

4,914

11,8%

100.0%

ク」と呼ばれた事態である。 対して見舞金の支払いを検討中であることを『毎日新聞』〇 場近隣住民にも中皮腫患者がいること、クボタが住民患者に 民に警報することはなかった。労働者被害の多発に加え、工 五年六月二九日付夕刊がスクープし、 被害者は労災認定を受けているので、 患者を診た医療機関等も、 本中を揺るがすことになっ これを知っていたが、 これをきっかけに石綿 知っていたが、近隣住、会社だけではなく国 ヮ ボ タ・シ

認定・救済合計

年後の〇五年度末時点で、

前述の数字は、

死亡者は、在籍一年以上の労働者の一割を超えていることになる。九人、その他三六人)へと四〇%も増加し、さらに増え続けている。人、療養中二〇人、合計一二五人(うち、中皮腫六〇人、肺がん二

で、その後も増えている。

で、その後も増えている。

で、その後も増えている。

は民被害に関しては、車谷典男奈良県立医科大学教授らによる住民被害に関しては、車谷典男奈良県立医科大学教授らによる

とを示すものである」と結論づけている。アスベスト、特にクロシドライトが決定的な役割を果たしているこす意に集積していること、これらの原因として同工場で使用された。これについて報告書は、「クボタ旧神崎工場周辺に中皮腫患者が

検証が行われ、内外に教訓が伝えられなければならない。者を出し、どこまで増えるかわからないという状況である。十分な人)、工場の外で(近隣住民に)中皮腫だけで一○○人を超す被害工場のなかで(労働者に)一○○人を超す被害者(中皮腫六○

公表内容は量質ともにクボタの足元にも及ばず、尼崎以外の住民被クボター社にとどまる。○四年度までの中皮腫の累計労災認定件数五一二件、合計一五一七件へと、わずか一年半のうちに三倍に増え五一二件、合計一五一七件へと、わずか一年半のうちに三倍に増えた(第12表)。「クボタ・ショック」直後に、厚生労働省は○四年度以前分の労災認定事例に係る事業場名を公表したが、その倍にあた以前分の労災認定事例に係る事業場名を公表したが、その倍にあた以前分の対策である。○四年度までの中皮腫の累計労災認定件数の表内容は量質ともにクボタの足元にも及ばず、尼崎以外の住民被の表内容は量質ともにクボタの足元にも及ばず、尼崎以外の住民被の表内容は量質ともにクボタの足元にも及ばず、尼崎以外の住民被の表内容は最近に対している。

害の実態はほとんど明らかにされていない。

題として残されている。

題として残されている。

題として残されている。

題として残されている。

の実現はもとより、わが国における石綿被害の実態の解明も、今後の課は、わずか四%強にとどまる。「隙間なく公正な補償・救済」の実は、わずか四%強にとどまる。「隙間なく公正な補償・救済」の実は、かずか四%強にとどまる。「隙間なく公正な補償・救済」の実は、かずか四%強にとどまる。「隙間なく公正な補償・救済を受けたまた、新たに制定された石綿健康被害救済法による救済を受けたまた、新たに制定された石綿健康被害救済法による救済を受けたまた、新たに制定された石綿健康被害救済法による救済を受けたまた。

# 第一章 石綿使用と対策の歴史

### 1 日本における石綿の使用

品の輸入も始まった。

の試みとして日本アスベスト株式会社が設立された。石綿スレート製造に始まり、九六年には会社組織で石綿製品の製造加工を行う初本格的な国産化は一八九一(明治二四)年の物部式石綿保温材の

の輸入量のピークは三九年の四万四〇〇〇トン強である。の輸入量のピークは三九年の四万四〇〇〇トン強である。の輸入量のピークは三九年の四万四〇〇〇トン強である。以降、「富国石綿ジョイントシート製造も三〇年に始まっている。以降、「富国強兵・殖産興業」の波に乗って軍備や産業施設の拡張、各種車両の強兵・殖産興業」の波に乗って軍備や産業施設の拡張、各種車両の強兵・殖産興業」の波に乗って軍備や産業施設の拡張、各種車両の強兵・福祉を収入していった。原料石綿管を製造する日の国産開始は一九一三(大正二)年で、高圧用石綿管を製造する日の国産開始は一九一三(大正二)年で、高圧用石綿管を製造する日の国産開始は一九一三(大正二)年で、高圧用石綿管を製造する日の国産開始は一九一三(大正二)年で、高圧用石綿管を製造する日の国産開始は一九一三(大正二)年で、高圧用石綿管を製造する日の国産開始は一九一三(大正)

ところが、第二次世界大戦により、「輸入の杜絶による既存品のところが、第二次世界大戦により、「輸入の杜絶による既存品の後関紙『石綿』創刊号)という事態になった。物資統の石綿協会の機関紙『石綿』創刊号)という事態になった。物資統の石綿協会の機関紙『石綿』創刊号)という事態になった。物資統の石綿協会の機関紙『石綿』創刊号)という事態になった。物資統の石綿協会の機関紙『石綿』創刊号)という事態になった。物資統の石綿協会の機関紙『石綿の積極的開発、外地石綿の移入並びにこれらを経過による、第二次世界大戦により、「輸入の杜絶による既存品のところが、第二次世界大戦により、「輸入の杜絶による既存品のところが、第二次世界大戦により、「輸入の杜絶による既存品のところが、第二次世界大戦により、「輸入の杜絶による既存品のところが、第二次世界大戦により、「輸入の杜絶によるによる。」というにより、第二次世界大戦により、「輸入の杜絶による既存品のところが、第二次世界大戦により、「輸入の杜絶による既存品のといる。」というによるによる。

らの共同団体により、日本石綿協会(石綿協会)が設立される。業者、石綿セメント製品業者、石綿開発業者、石綿貿易業者とそれの回収や代用石綿の開発等も行われた。四六年四月には、石綿製品の回収や代用石綿の開発等も行われた。四六年四月には、石綿製品の回収や代用石綿の配給統制が続いた。石綿産業は軍需産業であった敗戦後も石綿の配給統制が続いた。石綿産業は軍需産業であった

『石綿』紙上には、早くも「造船ブームに期待する石綿業界――造をはじめ需要が急速に拡大した。五四年一二月の石綿協会機関紙温材、パッキンやトラック用のブレーキライニング、クラッチ等)四九年に輸入が再開され、五〇年の朝鮮戦争勃発に伴う特需(保

等として公認し、普及を促進していったという経過がある。 綿含有建材は例示されていなかったが、品質・性能の改善、 目立つー 船は石綿製品の最大の需要家」、翌年一一月には「造船・自動車を 開発と並行した業界の精力的な働きかけの結果、国が防火・耐火材 新たな建材の製造も始まっている。五〇年の建築基準法制定時に石 系サイディング (六七年)、押出成形セメント板 (七○年)など、 ト板(五七年)、石綿含有屋根材(化粧スレート)(六一年)、窯業 建材の需要を拡大した。石綿含有吹き付け材(五五年)、パーライ 住宅建設の大幅な伸長と、防火・耐火規制の強化も、各種石綿含有 界も大口需要者で、 基調にして上げ歩調-石綿スレート上半期実績」等の記事がみられる。電力業 各種産業等による需要が拡大した。ビル建設、 -原料不足で価格も上昇?」「新製品の台頭 新製品

い、活躍した時代とも言われる。を迎えることになった。この間は、品種別の協会、工業会がそろを迎えることになった。この間は、品種別の協会、工業会がそろ成長と歩を合わせて急激に増加し、七四年に三五万トン超でピーク

## 2 石綿肺からがん・公害問題へ

が、石綿を含む第一種粉じんの許容濃度を二喝/㎡(三三繊維/℃関する研究」報告書がまとめられ、六五年には、日本産業衛生協会五八年には、労働省労働衛生試験研究として「石綿肺の診断基準に成立した珪肺法では石綿肺は対象とされず、六○年のじん肺法によ成立した珪肺法では石綿肺は対象とされず、六○年のじん肺法による綿肺は、戦前からその危険性が知られていたが、一九五五年に

相当とされる)と勧告している。

認定があり、減少する傾向が見られない。わが国のじん肺対策の内綿肺を含めたじん肺は、今もなお毎年一〇〇〇件を超える新規労災 するための基準濃度を二繊維/ cc (クロシドライトは○・二繊維/ 容曝露限界値五繊維/ccとし、二繊維/ccという緊急提案も行っを抑制濃度とすることが方針とされ、ACGIHは同年に石綿の許 (産衛学会)や米国労働衛生専門官会議(ACGIH)の定める値 指導がなされたが、その重点は、マスクの着用、局所排気装置(局 容・執行の実効性には問題があったと言わざるを得ないであろう。 じん濃度二 m/m以下とされた (抑制濃度)。日本産業衛生学会 でも石綿が対象とされ、その前後に石綿取扱事業場の総点検・監督 cc) とし、 一九七一年に制定された特定化学物質等障害予防規則 イギリスではすでに六九年に石綿肺発症のリスクを一%以下に の設置等であった。局排の性能要件としてフード外側の石綿粉 それが各国で採用されるようになっていたのである。石 (特化則)

日新聞』七○年一二月一一日付)。「一九五○年代には、疫学的にも 衛生研究所公害衛生第一研究室の溝口勲主任研究員が、東京・本郷 立療養所近畿中央病院の瀬良好澄院長が、大阪府泉佐野、泉南両市一九七〇年に、「ショッキングな報道が三つ続いた。最初は、国 出、この条例で石綿の吹き付けを禁止することが伝えられた」(『朝 三丁目の大気中から、 石綿が肺がんを起こすことがはっきりしてきた」、「一九六二―六七 て、六人が死んだ事実を発表した……これを追いかけるように、都 - ク市環境保護局が、きびしい『大気汚染規制条例案』を議会に提 紡織工場で、最近一一年間に八人の肺がん患者が出 微量だが石綿を検出した。同時に、ニューヨ

> 七二年一〇月五日には、NHKテレビで「あすへの記録~アスベス 国で「問題は一般の住民にまで広がってきた」状況も報じられた。 年にかけて各国で、ネズミやニワトリを使って、石綿でがんを起こ ト追跡・肺を冒す粉塵」という番組が放映された。 発がん物質であることが確定した」こと、 また、

> > 70

会議(リヨン)等の国際的な場でも確認されてきたものであった。 際がん研究機関(IARC)「石綿の生物学的影響」に関する研究 国際会議、七二年のILOの「職業がんに関する専門家会議」、 ルグ)、六四年のニューヨーク科学アカデミーや国際対がん連合の このような科学的知見は、五九年の国際じん肺会議(ヨハネスブ 玉

般環境でも石綿汚染がある可能性が指摘されている。 く「人肺の病理組織学的研究」では、国内での調査研究結果から一 報告」では前出のIARCリヨン研究会議の成果が紹介され、同じ 度環境庁公害委託研究費によるアスベストの生態影響に関する研究 発生するとの説も生まれてきた」と記述した。また、「昭和四七年 し、また、特殊な石綿によって胸膜などに中皮腫という悪性腫瘍が は、石綿肺を起こすほか、肺がんを発生することもあることが判明 改善等にづいて」は、「最近、石綿粉じんを多量に吸入するとき 労働省の七一年一月五日付基発第一号「石綿取扱い事業場の環境

が肺がん及び中皮腫等の悪性新生物を発生させることが明らかとな 指導(七三年七月一一日付基発第四○七号通達)で、 干強化されたものの、じん肺対策の枠内にとどまるものだった。 して制定されたために再制定された特化則では、石綿関連規定が若 しかし、七二年に、労働安全衛生法が労働基準法から分離・独立 七三年に、 わが国で石綿肺がんが初めて労災認定され、 石綿 行政

度を五繊維/ひとするよう指導するとされた。 止する措置が強化されつつある」ため、当面、 たこと等により、各国の規制においても気中石綿粉じん濃度を抑 石綿粉じんの抑制濃

#### 発がん物質としての 対

(九五年に一%超、○六年には○・一%超含有へと拡大)。あわせだし、規制対象は、五%を超えて石綿を含有する製品等であった保存期間の延長(三○年間)、特殊健康診断の実施などである。た 目途として指導することとされた。 を踏まえて二繊維/cc(クロシドライトは〇・二繊維/cc)以下を 付基発第四○八号)により、産衛学会が七四年に勧告した許容濃度 て、局排の性能要件を定める告示が改正され、 が行政指導から格上げされた。新たな行政指導(七六年五月二二日 れることとなった。主な内容は、 特別管理物質として、 九七五年の特化則改正により、ようやく石綿は発がん物質 がん予防の観点からの曝露防止対策が講じら 吹き付け作業の原則禁止、記録の 抑制濃度五繊維/cc

り込まれ、前出の「昭和四七年度環境庁公害委託研究報告」の一部曝露の防止、自動車のブレーキ修理業務関係者に対する指導等が盛 は優先的に代替措置)、 換は○五年)ものの、 に関してはがん抑制の観点を貫けなかった(発がん抑制基準への転 が参考資料として添付された。 既述のとおり、二繊維/cは石綿肺抑制の基準であり、抑制濃度 同通達には、代替化の促進(クロシドライト 汚染した作業衣の家庭持ち込みによる家族

九七八年には、 職業病リスト (労基則第三五条 (別表第一の

> 数は、 行政指導と同様に石綿の管理濃度は二繊維/cのままであった。 こととされ、八四年に「作業環境の評価に基づく作業管理要領」 付基発第五八四号)も策定された。七七年度以前の累計労災認定件 皮腫」という例示が新設され、労災認定基準(七八年一○月二三日 二))の改正によって、「石綿にさらされる業務による肺がん又は中 (同年二月一三日付基発第六九号)が示されたが、抑制濃度時代の いる。また、 肺がんが一〇件、中皮腫は七八年度に最初の認定事例が出て わが国独特の管理濃度による作業環境規制を導入する

どまり、具体的な対策を打ち出すには至らなかった。 ニングの摩耗、 とめられたが、 果を受けて、八〇年に「アスベスト発生源対策検討会」報告書がま 石綿製品製造工場の排出口・敷地境界で濃度測定を行った。その結 から一般環境中の石綿測定法の検討を開始し、七七~七八年度に、 厚生省が何らかの検討等を行った形跡はない。環境庁は、七五年度 ついては厚生省で考慮する必要がある」旨答弁している。 問題が発展する可能性はないとは思うが、あれば一般住民の健診に ような工場が地域に粉じんをまき散らした状態はかなり改善され、 造工場周辺住民対策が問われ、厚生省公衆衛生局長が「過去にその 一九七二年六月七日の衆院科学技術振興対策特別委員会で石綿製 建築・解体作業等をあげたものの、 石綿発生源として製造工場、自動車のブレーキライ 情報の整理にと しかし、

法にもとづく事業転換の促進等といった事態に陥ったのである。そ のようななかで、 不況カルテルの実施や、 クと重なって、 このような健康・環境問題は、七三年秋からの第一次石油ショ わが国の石綿業界を直撃した。石綿スレート業界の 一方では脱石綿の道を探る会社が出始めるととも 石綿紡織品業界における中小企業事業転換 ック

活発化していく。 他方では業界全体として規制強化に抵抗して延命を図る動きも

則』にて五繊維/wと規制されて間もないのに、その結果も見ずし については是非取止められたい」、抑制濃度について「『改正特化 主張している。また、同年八月に、日本石綿紡織工業会は五月の行 ないと考えてよい」、「石綿による害は公害ではなく、職業病」等と る……最近のように管理が行き届いていれば、今後ほとんど影響は は、「昔の非常に悪い作業環境の時代のものが現在問題になってい い」などと主張した。 て更に二繊維とすることを打出させることについては承服できな 政通達の緩和を求める陳情書を労働省に提出し、「代替措置の促進 一九七六年に日本石綿製品工業会が発行した『石綿あれこれ』

本は米国、英国とならぶ三大石綿消費国であり、 品への正しい理解がゆがめられるおそれが出たため、世界的な規模 理に当ることとなり、昨年は石綿国際協会(AIA) 長あいさつで、「当局御了解の下に石綿協会が中心となって本件処 をかねて要請されていた」(『石綿』三六三号)。さらに、翌七七年 本年四月には日本経営者団体連盟(日経連)に加盟、今後労働衛生 加した。この事情は、『せきめん』誌三八九号(一九七八年)の会 のなかで石綿に関する情報の交換を行おうという趣旨による」。「日 国際ガン研究機構の医学シンポジウムで石綿の発ガン性が報告され 情報会議(IAIC)に加盟した。「IAICの発足は、七二年に 同年三月には、二業界団体が、七四年に設立されていた国際石綿 IAICが改称したAIAに、業界全体 石綿に対して極端な認識を持たれる傾向が生まれ、 石綿協会として参 IAICへの参加 へ加盟致し、 石綿製

> 康・環境問題、規制強化に対抗するために再び石綿協会が前面に出 説明されている。品種別の協会・工業会が活躍した時代から、 問題につき会員及び当局間の一層緊密な連絡の保持に心がける」 てくる時代になったと言える。 健

> > 72

#### 管理使用か禁止か ILO石綿条約

PA)が段階的禁止導入の提案を行うに至った。 て八二年に計画倒産したことも大きな注目を集め、 大の石綿企業と言われたマンヴィル社が被害訴訟の負担に耐えかね 綿の原則禁止を導入した。アメリカでは石綿訴訟が激増し、世界最 など六品目を禁止し、 もこれに続き、八五年にはEECレベルで全石綿について吹き付け 原則禁止を導入した世界初の国となった。翌八四年にはノルウェー 使用を原則禁止する指令を採択し、同年にアイスランドが全石綿の 禁止し、続いて、七六年に断熱材への(他の石綿の)使用を禁止し にデンマークが、 た。八三年に欧州経済共同体(EEC)がクロシドライトの流通・ 措置)。スウェーデンは七五年にクロシドライトの流通及び使用を し、イギリスもクロシドライトの輸入を中止した(企業による自主 したのを受けて、連邦政府も七三年に吹き付けを禁止した。七二年 メリカでは、七〇~七二年にミネソタ州、ニューヨーク州等が禁止 性を予知したからこそ、前記の動きになったものと理解できる。ア であった。内外の石綿業界は、管理規制の強化にとどまらない可能 時はまさに、管理使用から使用禁止へと流れが変わり始めた時期 吹き付け及び断熱材への石綿の使用禁止を導入 八六年にはデンマークとスウェーデンが全石 環境保護庁(E

健クライテリア(EHC)五三 石綿及びその他の天然鉱物繊維」 評価でも石綿の発がん性を再確認した。八六年にWHOが「環境保 性である)に分類された)。 に関する見解を公表している(石綿は第一群(ヒトに対してがん原 クに関するモノグラフ一四巻 アスベスト」で、また、八二年の再 八七年にはIARCが「石綿のヒトに対するがん原性の根拠」 IARCは七七年に「ヒトに対する化学物質の発がんリス

者代表は、「石綿の安全な使用ではなく、石綿の使用における安全 発展途上国の雇用に影響を与えることになるので、安全な使用(管 めぐる討議は、この時期の国際的な論争を反映するものとなった。 約」(石綿条約、第一六二号)が採択された。ここでの石綿条約を 議」を開催して「石綿を安全に使用するための実施要綱」を策定 置を含めた総合的な対策が必要」と主張した。 理使用)を規定した条約とすべき」と主張した。これに対して労働 すなわち、使用者代表は、「今後も石綿の使用は増大。使用禁止は の討議であり、防止・抑制措置だけでなく、段階的な禁止・代替措 ILOは、八一年と八三年に「石綿の安全使用に関する専門家会 八六年のILO総会では「石綿の使用における安全に関する条

という構図となった。結果的に、条約にはクロシドライト及び石綿 とすべき」だとの立場が多く、ECやアメリカ等が中間に位置する きな負担になる。常識的な工学的抑制措置を基準とした柔軟な条約 の原則を入れるべき」だと述べ、開発途上国の政府代表は「やっと 石綿を使用できる技術をもちえた段階で、代替促進や使用禁止は大 の吹き付け作業の禁止が盛り込まれ、 北欧諸国を代表したスウェーデン政府代表は「条約には使用禁止 工学的管理等または認可等と

> たが、 る。 的な態度であり、 じんが一般環境を汚染することを防止する」規定の全文削除を求め 本独自の要求を認めさせ、そのうえ「作業場から発散される石綿粉 政府は管理使用を支持する立場で、使用禁止に反対した。また、日 (労働者代表は後者を前者に優先させることを強く主張した)。 日本 必要かつ実行可能な場合の代替または禁止を並列するものとなった これは受け入れられなかった。いずれにしろ、きわめて消極 わが国が条約を批准するのは○五年のことであ

働組合等は、七七年のILO職業がん条約の「労働者が就業中にさ されたという解釈をし、 らされるがん原性物質・因子を非がん原性物質・因子または有害性 な場合には代替または禁止の措置を定める」等の積極的な要素を強 石綿条約の「労働者の健康を守るために必要かつ技術的に実行可能 の低い物質・因子で代替化させるあらゆる努力を払う」等の原則と 調しながら、 石綿協会やAIAは、管理使用がILO石綿条約によって裏打ち 両条約の批准、 そのように宣伝していく。他方、世界の労 対策の強化を促進していった。

#### 第二章 会問題化と規制をめぐる攻防

#### 1 本格的な社会問題化と石綿全国連の結成

わ が国では、 八六年から八九年にかけて各種メディアが石綿問題

たことから「学校パニック」とも呼ばれる。ニック」、とくに八七・八八年に学校の吹き付け石綿が問題になっを大きく取り上げ、本格的な社会問題となった。「アスベスト・パ

は、 大型では、 大型では、 大型では、 大型では、 大型では、 大型では、 大型では、 大型では、 大型では、 大型での 大型では、 大型での 大型 大型での 大型 大型での 大型 大型での 大型 大型での 大型での 大型での 大型での 大型 大型での 大型での 大型での 大型での 大型での 大型での

の近くに住んでいた主婦が中皮腫にかかっていたことが明らかになる。翌八七年の『朝日新聞』二月一八日付夕刊は、「石綿を使う工場

とは知るすべもなかった。 とは知るすべもなかった。 とは知るすべもなかった。 とは知るすべもなかった。 とは知るすべもなかった。 には知るすべもなかった。 には知るすべもなかった。 には知るすべもなかった。 には知るすべもなかった。 には知るすべもなかった。 には知るすべもなかった。 には解性民は自らに関わりのある事態 とは知るすべもなかった。 には解性民は自らに関わりのある事態 とは知るすべもなかった。 には解性民は自らに関わりのある事態

74

る。 使用される石綿金網や石綿含有水道管のことなども問題になってい という分析結果がショッキングなニュースとして伝えられ、学校で 混乱やトラブルも発生した。ベビーパウダーに石綿が混入していた 間中に集中して吹き付け石綿の除去等工事が全国で行われ、各地で 省、建設省、防衛庁等も所管の施設・建物等における吹き付け石綿 ち一三○○余校でみつかるなどの結果が公表された。同様に、厚生 の実態調査を行うこととなった。こうした結果、八八年の夏休み期 石綿の実態調査を指示し、公立学校(小中高等)合計約四万校のう が全国の公立・私立の学校・幼稚園、国立学校等における吹き付け に高まった。地方自治体も調査せざるを得なくなり、結局、文部省 石綿、建築物解体時の石綿粉じん飛散防止対策に対する関心が急速 た、利用者や住民の取り組みが始まるなど、建物内の吹き付け等の 等々で吹き付け石綿がみつかり、メディアで取り上げられた。ま 工学部、川越市の教職員住宅、 同じ八七年二月、大阪大学環境工学科研究棟で、続いて東京大学 小松市の自衛隊基地周辺の小中学校

住民・市民の取り組みも始まり、日本消費者連盟(日消連)は八

本評論社)として八八年七月に出版されている。
本評論社)として八八年七月に出版されている。
本評論社)として八八年七月に出版されている。

,る。総合的対策の強化・確立を求める石綿全国連が登場したことは ○・二繊維/⇔とすること、②石綿に関する労災認定を石綿肺、肺 の高いクロシドライトの使用禁止、その他の石綿の抑制基準濃度を 物を考える市民の会等の参加団体から報告が行われた。石綿全国連 対策全国連絡会議(石綿全国連)が結成された。結成集会では、国 全国各地の運動に大きな影響を与えた。 及び健康対策を確立することなどを、労働、環境、厚生、通産、文 育施設において石綿による健康被害者が発生しないよう石綿の除去 置すること、④ILO石綿条約を批准すること、⑤公立学校など教 を確立すること、③関係省庁を一本化した石綿対策機構を直ちに設 がん、中皮腫以外にも拡大し、労働者以外の石綿被害者の補償制度 労、神奈川労災職業病センター、全水道、全国じん肺弁護団、廃棄 このようななかで、八七年一一月、総評の呼びかけによって石綿 日消連、全駐労、全建総連、 建設の六省庁に申し入れて交渉を行い、精力的に活動を開始す ①石綿の全面使用禁止をめざし、当面、きわめて発がん性 全港湾、日教組、東大職連、 自治

## 2 行政の「学校パニック」への対応

ベルでの対応はなされなかった。ら行政通達が乱発され、マニュアルや指針も発行されたが、法令レら行政通達が乱発され、マニュアルや指針も発行されたが、法令レしかし、政府の反応は鈍く、建築物解体工事対策などで各省庁か

施設・建物等の所有者・管理者等に対する教育・指導は徹底され を、生徒・児童や父母、利用者等に石綿とその対策に対する理解も でき付け以外の石綿含有建材等はほとんど調査もされないままであい でき付け以外の石綿含有建材等はほとんど調査もされないままであい でき付け以外の石綿含有建材等はほとんど調査もされないままであい でき付け以外の石綿含有建材等はほとんど調査もされないままであい。 環府と厚生省の連名で、石綿廃棄物の処理基準を今後検討するとし 境庁と厚生省の連名で、石綿廃棄物の処理基準を今後検討するとし で、当面の留意事項が通知されたものの、廃棄物処分場(周辺)の 濃度測定結果を、「当時の石綿製品製造工場(周辺)の濃度と比較 濃度測定結果を、「当時の石綿製品製造工場(周辺)の濃度と比較 濃度測定結果を、「当時の石綿製品製造工場(周辺)の濃度と比較 で、当面の留意事項が通知されたものの、廃棄物処分場(周辺)の 濃度測定結果を、「当時の石綿製品製造工場(周辺)の濃度と比較 にはい」と評価し、法令による対応には至らなかった。

隔年で全国規模の大気モニタリングも実施)や研究(八五年『アス状況と比べて高すぎるものだった。また、調査(八五~九五年度は大況と比べて高すぎるかのだ。一、九〇年からは〇・一)繊維/のというアメリカではすでに〇・二(九〇年からは〇・一)繊維/のというアメリカではすでに〇・二(九〇年からは〇・一)繊維/のというアメリカではすでに〇・二(九〇年からは〇・一)繊維/のというでという。 一九八八年に、労働省が作業環境評価基準を新たに策定したが、一九八八年に、労働省が作業環境評価基準を新たに策定したが、

八年『石綿・ゼオライトのすべて』(日本環境衛生センター)等) 八年『石綿・ゼオライトのすべて』(日本環境衛生センター)等) のみを繰り返してきた環境庁は、八九年に大気汚染防止法の改正を 行い、ようやく石綿製品製造工場に対する規制に乗り出した。主な である、②特定粉じん(石綿)発生施設(解綿用機械、混合機 改正内容は、①特定粉じん(石綿)発生施設(解綿用機械、混合機 である、②特定粉じん発生施設の設置・変更の際には事前に都道府 原知事へ届け出ることととし、当該届出に係る施設について必要に 応じ計画変更命令等を出す、③規制基準に適合しない場合には改善 の令等を行うことができる、④事業者に測定義務を課すほか、罰則 等を設けることとする等であった。これは「アスベスト・パニック」以来、初めての法令による対応でもあった。

対策の一環になっていない等の問題点があった。とかし、当時も石綿全国連等が指摘したように、①一○繊維/た。しかし、当時も石綿全国連等が指摘したように、①一○繊維/外の健康被害に関する対策は含まれていない、②規制対象は約四○○事業所というが特化則適用対象事業場は約三○○○あり、また、建築業の解体等、廃棄物処分場等は対象になっていない、③職業曝露以外の健康被害に関する対策は含まれていない、②規制対象は約四○○事業がというが特化則適用対象事業場は約三○○○あり、また、建築業の経済である。

れた基準の見直しをせずにいることが、混乱の元となっている。こたいう考え方を確立している。にもかかわらず、それ以前に設定さた物質への曝露により死亡)を環境リスクの「当面の目標」にするに、生涯死亡率一○万分の一(一生涯の曝露で一○万人に一人が特に、生涯死亡率一○万分の一(一生涯の曝露で一○万人に一人が特に、生涯死亡率一○万分の一(一生涯の曝露で一○万人に一人が特に、

が安全基準などでないことは明らかである。

「機維/は未満、単独以外ならば○・○五繊維/は、単独で○・二繊維/は、未満、単独以外ならば○・○五繊維/は、ということを示唆してもいる。いずれにしろ、一○・二繊維/の原則にもとづいて石綿の環境濃度基準を算出すれば、クリソタイの原則にもとづいて石綿の環境濃度基準を算出すれば、クリソタイの原則にもとづいて石綿の環境濃度基準を算出すれば、クリソタイの原則にもとづいて石綿の環境濃度基準を算出すれば、クリソタイの原則にもとづいて石綿の環境濃度基準を算出すれば、クリソタイの原則にもとづいて石綿の環境濃度基準を算出すれば、クリソタイの原則にもとづいて石綿の環境濃度基準を算出すれば、クリソタイの原則にもとづいて石綿の環境濃度基準を算出すれば、クリソタイの原則にもというには、

行われていない。 である。こかし、廃棄物処分場に係る石綿粉じん濃度規制は選任、処分を委託する場合はマニュフェスト交付の義務づけなど) 選任、処分を委託する場合はマニュフェスト交付の義務づけなど) ので理体制の強化(排出事業者に管理責任者の のを変形する場合はマニュフェスト交付の義務がけなど) ので理体制の強化(排出事業者に管理責任者の のででででは、廃棄物処理法が改正され、①廃石綿も特別管理

### 石綿規制法案をめぐる攻防

どの調査研究に限られていた。環境庁も状況確認以上のことはやっとの調査研究に限られていた。環境庁も状況確認以上のことはやっとは事実である。建設省は、同省所管の官庁施設については、吹きされていない。この間の労働省の「代替化促進」対策は、「クロシドライトを優先的に代替」するはずが「クロシドライトだけが使用中止になればよい」という方針に転換したように、『石綿代替繊維中止になればよい」という方針に転換したように、『石綿代替繊維中止になればよい」という方針に転換したように、『石綿代替繊維での調査研究に限られていた。環境庁も状況確認以上のことはやっとの調査研究に限られていた。環境庁も状況確認以上のことはやっとの調査研究に限られていた。環境庁も状況確認以上のことはやっとの調査研究に限られていた。環境庁も状況確認以上のことはやっとの調査研究に限られていた。環境庁も状況確認以上のことはやっとの調査研究に限られていた。環境庁も状況確認以上のことはやっとの調査研究に限られていた。環境庁も状況確認以上のことはやっとは事実では、同様化を可能が表していては、できないには、できない。

使用」の宣伝に努めた。 (五%超) 建材の一枚一枚に自主的に吹き付け石綿を、八七年から(五%超) 建材の一枚一枚に自主的に「a」マークを表示するようはクロシドライトの使用を中止したとし、八九年以降は、石綿含有になった。石綿協会は、八四年に自主的に吹き付け石綿を、八七年からておらず、通産省の対策は中小企業の経営支援を中心としたものだ

三二万トン強と第二のピークをつくっていた。 三二万トン強と第二のピークをつくっていた。 三二万トン強と第二のピークをつくっていた。

をはじめ、使用禁止後も継続する一般環境における汚染対策、さらをはじめ、使用禁止後も継続する一般環境における汚染対策、さらをはじめ、使用禁止後も継続する一般環境における汚染対策、さらをはじめ、使用禁止後も継続する一般環境における汚染対策、さらをはじめ、使用禁止後も継続する一般環境における汚染対策、さらをはじめ、使用禁止後も継続する一般環境における汚染対策、さらをはじめ、使用禁止後も継続する一般環境における汚染対策、さらをはじめ、使用禁止後も継続する一般環境における汚染対策、さらをはじめ、使用禁止後も継続する一般環境における汚染対策、さらをはじめ、使用禁止後も継続する一般環境における汚染対策、さらをはじめ、使用禁止後も継続する一般環境における汚染対策、さらをはじめ、使用禁止後も継続する一般環境における汚染対策、さらをはじめ、使用禁止後もとなった。

定して翌年五月までの達成をめざすと表明した。同時に、製品別の より厳しい一繊維/ccという協会独自の石綿粉じん自主基準値を設 年一二月の『石綿の動向』第二号では、一〇月にアメリカ連邦高裁 方々」に送るようになり、九九年二月の第三九号まで継続した。同 一号を発行してマスコミを含めた「世のオピニオン・リーダーのて一〇月に、『インフォメーション・ブレティン 石綿の動向』第 て激しいものだった。これが、「管理使用」の強化という「程度」 がEPA禁止規制無効判決を下したことを紹介し、これを追い風に ねるべきで、法令による「使用禁止」措置は不要と主張した。続い 「代替化の状況及び今後の動向」を示し、業界による自主規制に委 たった「ポジション・ステートメント」を発表し、労働安全衛生法 与えないよう安全衛生面に十分配慮して使用してまいります」とう ったからである。石綿協会は九一年八月に、「環境・健康に影響を の問題ではなく、 いっそう強気に転じて、「石綿は管理すれば使用できる」とい 規制法案に対する石綿業界の反応は、これまでとは打って変わっ 「使用禁止」への転換という本質的な問題提起だ

るなどして、各方面に強力な宣伝を行った。アスベスト』と題した冊子等(一九九四年にはビデオも)を作成す判所への上告を断念」と伝える速報も発行し、『天然の贈りもの会会長表明を掲載した。翌九二年三月には、「EPA、連邦最高裁

再提出の機会をつかめなかった。結局、

法案の再提出は実現でき

78

一九九二年五月、社会党が呼びかけた国会提出前の事前懇談会にした石綿協会は、「自主規制の継続によって対応可能、石綿業界ので、規制法制定には反対」との態度表明を行った。また、「石綿協会の見解」も提示した。こうして九二年一二月三日、社会党は社協会の見解」も提示した。こうして九二年一二月三日、社会党は社協会の見解」も提示した。こうして九二年一二月三日、社会党は社協会の見解」も提示した。こうして九二年一二月三日、社会党は社会民主連合との共同提案で、「石綿の規制等に関する法律案要綱ので、自民党は「どこの委員会に付託するか検討したい」と時間対して、自民党は「どこの委員会に付託するか検討したい」と時間対して、自民党は「どこの委員会に付託するか検討したい」と時間稼ぎをしたあげく、社会党以外の野党議員も継続審議を主張したにもかかわらず、態度を急変させて廃案に追い込んだ。

## 4 被害の掘り起こしと規制強化

ろ、連立政権に変わり、与党間調整という従来にない事態のなかで 社会、公明、民社三野党共同提案での再提出を模索してきたとこ 社会、公明、民社三野党共同提案での再提出を模索してきたとこ は、「不綿全国連は、規制法案の再提出をめざしたが、実現は容易では 石綿全国連は、規制法案の再提出をめざしたが、実現は容易では

成されていった。

ず、管理規制の一定の強化が積み重ねられるという時期が続いた。
ず、管理規制の一定の強化が積み重ねられるという時期が続いた。
ず、管理規制の一定の強化が積み重ねられるという時期が続いた。
ず、管理規制の一定の強化が積み重ねられるという時期が続いた。
ず、管理規制の一定の強化が積み重ねられるという時期が続いた。
ず、管理規制の一定の強化が積み重ねられるという時期が続いた。
ず、管理規制の一定の強化が積み重ねられるという時期が続いた。
が国における石綿による健康被害の掘り起こしと組織化、全建総連や全港湾等による組合員における健康被害の掘り起こしと組織化などのモデル・パターンも形おける健康被害の掘り起こしと組織化などのモデル・パターンも形おける健康被害の掘り起こしと組織化などのモデル・パターンも形おける健康被害の掘り起こしと組織化などのモデル・パターンも形おける健康被害の掘り起こしと組織化などのモデル・パターンも形おける健康被害の掘り起こしと組織化などのモデル・パターンも形おける健康被害の掘り起こしと組織化などのモデル・パターンも形おける健康を持た。

ではないかと思われる。

○・○一年度各五五件、○二年度七八件、○三年度一二三件、□四年度一八六件と徐々に増加していくが、「クボタ・ショック」までの一の一の一年度各五五件、○二年度七八件、○三年度一二三件、□○四台、九二~九七年度二○件台、九八・九九年度各四二件、二○○台、九二~九七年度二○件台、九八・九九年度各四二件、二○○件中皮腫・石綿肺がんの労災認定件数は、八五~九一年度一○件中皮腫・石綿肺がんの労災認定件数は、八五~九一年度一○件

版されている。 現されている。 、「ノーモア」アスベスト―これからの有害廃棄物対策」(クロウら、「ノーモア」アスベスト―これからの有害廃棄物対策」(クロウの解体・除去等を求め、監視する取り組みも進んだ。アスネットかの解体・除去等を求め、監視する取り組みも進んだ。アスネットかの解体・除去等を求め、監視する取り組みも進んだ。アスネットから解しまる職場の安全衛生環境対策、市民らによる安全な建築物

このようななかで、九五年に労働安全衛生法関係政省令の改正が

%を超える建材全て」に拡大した。 ※を超える建材全て」に拡大した。 ※を超える建材全て」に拡大した。 ※を超える建材全て」に拡大した。 ※を超える建材全て」に拡大した。 ※を超える建材全て」に拡大した。 ※を超える建材全て」に拡大した。 ※を超える建材全て」に拡大した。 ※を超える建材全て」に拡大した。 ※を超える建材全て」に拡大した。 ※を超える建材全て」に拡大した。

形陰影または胸膜肥厚がある場合」が追加された。 に常時従事したことのある労働者」で、「両肺野に石綿による不整管理のための健康管理手帳の交付対象に、「石綿の製造・取扱業務また、九六年に再び関係政省令の改正が行われ、離退職後の健康

度に関する規制・基準は設けられていない。

「関する規制・基準は設けられていない。

「関する規制・基準は設けられていない。

「関する規制・基準は設けられていない。

「関する規制・基準は設けられていない。

「関する規制・基準は設けられていない。

「関する規制・基準は設けられていない。

「関する規制・基準は設けられていない。

「関する規制・基準は設けられていない。

く面や規制の「隙間」等も数多く残されたままであった。
く面や規制の「隙間」等も数多く残されたままであった。
たく建築物対策へと進んだわけだが、関係法令間で「整合性」を欠れ年に石綿製品製造工場対策、九一年廃棄物処理対策、そしてようこのように、七○年頃から「石綿公害」が問題となるなかで、八

# 第三章 本格的な使用禁止に向けて

### 石綿問題の国際貿易紛争化

国際的には、WHOも八九年の「石綿の職業曝露限界」で、クロ国際的には、WHOも八九年の「石綿の職業のと主張した。「モノグラフハー巻」人造鉱物繊維」では、グラスウール、ロックウール、セラミックファイバーが第二B群(ヒトに対してがん原性となる可能性がある)に分類された。これをもって内外の石綿業界は、代替物質の安全性が確認されていないのに、石綿をがよすべきではないと主張した。IARCは、〇一年に再評価を行い、「モノグラフ八一巻」人造鉱物繊維」では、グラスウール、ロックウール、セラミックファイバーが第二B群(ヒトに対してがん原性となる可能性がある)に分類された。これをもって内外の石綿業界は、代替物質の安全性が確認された。これをもって内外の石綿業界は、代替物質の安全性が確認された。これをもって内外の石綿業界は、代替物質の安全性が確認された。これをもって内外の石綿業界は、大きないのに、カリン・ロックロール、ロックウール、スラグウールは第二B群、断熱材グラスウール、ロックウール、スラグウールは第二B群、断熱材グラスウール、ロックロール、スラグウールは第二群(ヒトに対するがん原性としてかりに対している。

不備を理由に無効とする判決を下し、EPAは上告を断念した。等が起こした訴えに対して、連邦高裁は、主に規則策定手続き上のの使用を禁止する規則を制定した。これに対して、米加の業界団体アメリカでは、八九年にEPAが、九六年までに段階的に全石綿

EECは、九一年に全石綿をカテゴリーIの発がん物質(ヒトに EECは、九一年に全石綿をカテゴリーIの発がん物質(ヒトに EECは、九一年に全石綿をカテゴリーIの発がん物質(ヒトに EECは、九一年に全石綿をカテゴリーIの発がん物質(ヒトに EECは、九一年に全石綿をカテゴリーIの発がん物質(ヒトに

一九九四年以降急速に世論が盛り上がったフランスで、九六年に 一九九四年以降急速に世論が盛り上がったフランスで、九六年に 一九九四年以降急速に世論が盛り上がったフランスで、九六年に 一九九四年以降急速に世論が盛り上がったフランスで、九六年に 一九九四年以降急速に世論が盛り上がったフランスで、九六年に

> 一九九八年九月にEUの毒性、環境毒性及び環境に関する見解」ができでない」と主張していたことに対応したものである。 世界の評価から、禁止反対派が「代替物質の安全性を確認せずに禁止 がう合意に達した」と結論づけた。これは、IARCの人造鉱物繊 がう合意に達した」と結論づけた。これは、IARCの人造鉱物繊 がう合意に達した」と結論づけた。これは、IARCの人造鉱物繊 がう合意に達した」と結論づけた。これは、IARCの人造鉱物繊 がう合意に達した」と結論づけた。これは、IARCの人造鉱物繊 がう合意に達した」と結論づけた。これは、IARCの人造鉱物繊 がう合意に達した」と結論づけた。これは、IARCの人造鉱物繊 がう合意に達した」と結論でけた。これは、IARCの人造鉱物繊 がう合意に達した」と結論でけた。これは、IARCの人造鉱物繊 がう合意に達した」と結論では、ボリビニルアルコール(PV の最終報告を発表した。セルロース、ポリビニルアルコール(PV の最終報告を発表した。セルロース、ポリビニルアルコール(PV のように表した。とは、IARCの人造鉱物繊 はの評価から、禁止反対派が「代替物質の安全性を確認せずに禁止 すべきでない」と主張していたことに対応したものである。

> > 80

同年一一月のWHO「環境保健クライテリア(EHC)二〇三同年一一月のWHO「環境保健クライテリア(EHC)二〇三同年一一月のWHO「環境保健クライテリア(EHC)二〇三回年一一月のWHO「環境保健クライテリア(EHC)二〇三回年一一月のWHO「環境保健クライテリア(EHC)二〇三回年一一月のWHO「環境保健クライテリア(EHC)二〇三回年一一月のWHO「環境保健クライテリア(EHC)二〇三

る。 EUはWTOの裁定を待たずに、立場を鮮明にしたのであ 令を採択した。唯一の例外は塩素プラントの電解槽用隔膜で、○八 を実行することを求め、イギリスが同年一一月から禁止措置を実行 した。EUはWTOの裁定を待たずに、 
立場を鮮明にしたのであ した。EUはWTOの裁定を待たずに、 
立場を鮮明にしたのであ を実行することを求め、イギリスが同年一 
月から禁止措置を実行 とも○五年までに、 
新指令に沿った禁止 した。 
正したのであ

ベスト会議―過去、現在、未来」が開催された(GACI|〇〇石綿セメント製品製造業のメッカであったオザスコ市で「世界アスこのような状況のなかで二〇〇〇年九月、長年ブラジルにおける

るという画期的な試みだった(石綿全国連の代表も参加)。被害者、労働者、市民、政府当局者などが一堂に会して解決策を探○)。五大陸のすべて三五ヵ国以上から三○○人を超える科学者、

世界会議初日に、WTOがフランスを支持するという紛争解決パースとなった。石綿禁止をめぐる国際貿易紛争が決着したわけであり来、貿易を制限する何らかの措置をWTOが容認した初めてのケを認める最終決定を下した。WTOの紛争解決ルールが開始されてを認める最終決定を下した。カナダは予想どおり上訴したが、Wースとなった。石綿禁止をめぐる国際貿易紛争が決着したわけであり来、貿易を制限する何らかの措置をWTOが決定したが、Wースとなった。石綿禁止をめぐる国際貿易紛争が決着したわけであり来、貿易を開発している。

製品の船舶への使用の原則禁止が導入された。安全(SOLAS)国際条約」を改正し、〇二年七月から石綿含有面禁止を決定した。また、国際海事機関(IMO)が、「海上人命禁止導入の障害はなくなり、同年中にチリ、オーストラリアが全

### 2 日本における原則使用禁止

石綿全国連は、九八、九九年の関係省庁交渉で、再び早期全面禁 「世界の流れは禁止に向かっている。日本でも規制が必要と考える 「世界の流れは禁止に向かっている。日本でも規制が必要と考える が権限がない」と言う環境庁から、「経済性をとるか、安全性をと るかは市場の選択に委ねる」と言い放つ建設省(建築指導課)まで 全く統一性はなく、厚生省で石綿担当という生活衛生局企画課の担 全く統一性はなく、厚生省で石綿担当という生活衛生局企画課の担 全く統一性はなく、厚生省で石綿担当という生活衛生局企画課の担 全く統一性はなく、厚生省で石綿担当という生活衛生局企画課の担 全く統一性はなく、厚生省で石綿担当という生活衛生局企画課の担 をとしている。日本でも規制が必要と考える は、九八、九九年の関係省庁交渉で、再び早期全面禁

入手していたところは皆無だった。は、WTO上訴機関の裁決は四省とも知っていたものの、裁定文をの○一年の厚生労働、経済産業、国土交通、環境四省との交渉で

測」を紹介したものである。

石綿全国連は〇二年四月中に研究チームの村山武彦早稲田大学教育を発揮して、関係省庁が垣根を越えて包括的な取の体験も話された。五月二〇日には、石綿全国連と厚生労働省とのの体験も話された。五月二〇日には、石綿全国連と厚生労働省とのを表明したのは、その一ヵ月後の六月二八日のことである。石綿全を表明したのは、その一ヵ月後の六月二八日のことである。石綿全を表明したのは、その一ヵ月後の六月二八日のことである。石綿全を表明したのは、その一ヵ月後の六月二八日のことである。石綿全下の実現は問題解決への第一歩であり、今後の健康被害対策と石綿肺交渉が行われ、初めて中皮腫や肺がんで夫を亡くした遺族と石綿肺交渉が行われ、初めて中皮腫や肺がんで夫を亡くした遺族と石綿肺が強力な指導力を発揮して、関係省庁が垣根を越えて包括的な取府が強力な指導力を発揮して、関係省庁が垣根を越えて包括的な取府が強力な指導力を発揮して、関係省庁が垣根を越えて包括的な取府が強力な指導力を発揮して、関係省庁が垣根を越えて包括的な取府が強力な指導力を発揮して、関係省庁が垣根を越えて包括的な取府が強力な指導力を発揮して、関係省庁が垣根を越えて包括的な取府が強力な指導力を発揮して、関係省庁が垣根を越えて包括的な取り、

得ない流れと考えている」という石綿協会専務理事の発言を紹介し『東京新聞』〇二年六月一六日付は、「協会としても禁止はやむを

とを報告した。経済産業省も方向付けは確認できていると思うとの 全法の船舶設備規程等を改正してSOLAS条約改正に対応したこ の耐火建材等の例示も削除する方向で対応」すると回答し、船舶安 代替化の方向やむなし」という同協会の立場が確認された。これ 「厚生労働省で使用禁止となれば『反射的に』建築基準法関連 九月に石綿全国連と石綿協会の話し合いが行われ、「禁止 石綿全国連は七月に他省との交渉も行った。国土交通

と並行して、

認識を示した。

を禁止する労働安全衛生法施行令の改正を〇三年一〇月に公布し、 象とするなど一六項目の意見を提出したが、厚生労働省は、提案ど 類のうち七種類の使用禁止という提案であった。石綿全国連は、① は安衛令改正案が示された。調査の結果確認された石綿製品一○種 製品を禁止するとした経過から「原則禁止」と称したが、条文上は 〇四年一〇月一日から施行することとした。三種類を除くすべての 面禁止とする、 七種類のみの禁止ではなく、使用等が許される製品を除き、原則全 の設置を発表した。その報告書は翌〇三年四月に公表され、五月に 〇二年一二月に結果を公表するとともに石綿の代替化等検討委員会 一○種類の製品のみの禁止である。 大臣表明後、厚生労働省は現状把握のアンケート調査を実施し、 ─ただし製品の種類を再分類して、一〇種類の製品の使用等 ②石綿を〇・一%を超えて含有する製品を規制の対

行った。厚生労働省は大臣官房総務課名で、「石綿関連疾患は原因 本的な健康被害・既存石綿対策の確立」を求めて、各省との交渉を が職業関連が主であり、 石綿全国連は○三年にも、原則禁止で終わらせず、「総合的 現在、一般の方が広くかかる病気では 抜

> おけるアスベスト(石綿)対策について」通知している。 連の対策で「措置済み」の問題であり、「法律を守って適切に行わ 関心・無策を示した。文部科学省は「学校パニック」時にとった一 一〇月一日付で各都道府県教育委員会施設主管課にあて、「学校に れているはず」と考えていると回答した。しかし、同省は交渉後、 るものと考える」と、国民の石綿健康被害についての厚生行政の無 健康被害にかかわる総合的施策は「環境省が中心となって講じられ は「一般的ながん対策」、労働基準局は「職業関連がん対策」、 体的な対策は行っているわけではない」旨の文書回答をし、健康局 い。そのため、厚生労働省では労災関係での対策は行っているが全 石綿

> > 82

向も伝えられた。 年七月から施行するとした。また、ILOの石綿条約を批准する意 のための省令を新たに策定」して石綿障害予防規則案を示し、〇五 月には、「石綿対策の充実強化に向け、二五年ぶりに健康障害防止 ○・一五繊維/☆に引き下げ、○五年四月から施行するとした。九 厚生労働省は、○三年九月に、二五年ぶりに労災認定基準を改正 翌年八月には作業環境評価基準を改正して石綿の管理濃度を

タ・ショック」を迎える直前の日本政府の状況であった。 る大気汚染防止法や廃棄物処理法を石綿則と整合性を持たせるとい 築基準法令の見直しの予定を除くと、表裏一体の関係にあると言え たことは確かである。しかし、 がパッケージとして示され、労働行政が新たな局面を迎えつつあっ 原則禁止の導入と労災認定基準・管理濃度の改正、石綿則の制定 なされて当然の検討すらされていなかった。これが、「クボ 厚生行政及び他省庁においては、建

一方、激増するさまざまな石綿関連相談に専門に対応する新たな

された。 腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」(患者と家族の会)が設立 深め、○四年二月七日、石綿全国連第一七回総会に合わせて「中皮 ー」(アスベストセンター)が設立された。さらに、○二年四月の窓口として、○三年一二月に「中皮腫・じん肺・アスベストセンタ ての全国的な「アスベスト被災者・患者の集い」等を通じて交流を 石綿全国連緊急学習会、五月の厚生労働省交渉、○三年二月の初め

たな局面を踏まえ、改めて、①「原則禁止」の履行監視と早期全面石綿全国連は、〇四年一〇月から原則禁止が実施されるという新 『ノンアスベスト社会の到来へ 暮らしのなかのキラーダストを亡現を確認し、〇四年一一月に、石綿全国連・アスベストセンター編 じた対策の確立、④海外移転の阻止及び地球規模での石綿禁止の実 健康被害対策の確立、③既存石綿の把握・管理・除去・廃棄等を通 禁止の実現、 くすために』(かもがわ出版)を出版した。 ②今後本格的な「流行」の時期を迎えることが確実な

## 地球規模での石綿禁止に向けて

ものが、アジア・アフリカ・南米の合計が二○○○年六一%、○五%)、アジア一六%、アフリカ・南米六%(合計二三%)であった。では原則禁止を導入した最初の国でもあった。七五年の世界の石アでは原則禁止を導入した最初の国でもあった。七五年の世界の石 わった。地球規模での石綿使用中止の行方は、アジア諸国の動向に年七四%、アジア単独では二○○○年五○%、○五年五九%へと変 日本の石綿使用中止は先進工業国のなかでは最も遅れたが、アジ

研究者レベルでは、○二年九月に産業医科大学において、同大学よって大きく左右されるという構図が浮き彫りになっていた。

援で、「アジア諸国のためのアスベスト・シンポジウム」が開催さ とフィンランド国立労働衛生研究所の共催、ILO、WHO等の後 ついて初めての検討が行われた。 れ、アジア一一ヵ国における石綿使用と対策、健康被害の状況等に

催され、四○ヵ国・地域からの一二○人の海外代表(アジアからは 共同宣言もまとめられた。ラマッチーニ協会は、 W)、建築木材建築資材労組インターナショナル(UITBB)の とによって、私たちは変化を起こすことができるし、変化を起こさ 学生等々、八〇〇人が参加した。「未来のためにともに行動するこ 中皮腫研究会(IMIG)といった幅広い支持(後援)を受けて開員会(SC-RD ICOH)、ヨーロッパ労連(ETUC)、国際 員会 (SC-RD ICOH)、ヨーロッパ労連 (ETUC)、 BAS、ラマッチーニ協会、国際労働衛生会議・呼吸器障害科学委 る国際建設林産労連(IFBWW)、国際建設労働者連合(WFB た「東京宣言」が採択されただけでなく、所属する国際組織の異な なければならず、そして変化を起こしていくと決意する」と宣言し 従事者、弁護士、さまざまな分野の専門家・研究者、行政関係者、 一三ヵ国四二人)を含め、被災者とその家族、労働者、 アスベストに関わりのある国内の多数の学術団体等、国際的にはI 京都、ILO駐日事務所、連合、日本医師会、日本弁護士連合会、 四)」が開催された。GAC二〇〇四は、厚生労働省、環境省、 四年一一月に「二〇〇四年世界アスベスト東京会議(GAC二〇〇 が石綿全国連にあり、○三年四月に組織委員会が立ち上げられ、○そのようななかで、○二年末頃から世界会議のアジア開催の打診 市民、医療 東

中の国々の灯台の役割を果たす」と評した。

第一二月に宮崎で開催された、アジアで初めての国際自由労連 (TCFTU)世界大会は、「決議―労働組合の労働安全衛生に関する二一世紀アプローチ」で、構成組織に、「石綿の政府に対して、今後の石綿使用をやめ、石綿製品に曝露しまたは曝露するかもしれない労働者及び地域社会を防護するための適切な、強化されたセーフガードを確保し、とくに影響を受ける地域への経済的支援を含む、石綿禁止により職を失う労働者のための雇用転換プログラムを実行するよう圧力をかける取り組みを行う」よう指示した。これは、世界キャンペーンの号令であり、「石綿に関する国別情報」データベースが開発され、JFBWW、IMF(国際金属労連)、ITBW、IMF(国際金属労連)、Iサリスト労連)、IUF(国際食品労連)等も独自のキャンペーンナリスト労連)、IUF(国際食品労連)等も独自のキャンペーン・河台といる。

同年六月のILO第七五回総会でも、「石綿に関する決議」が採

を決議したものであった。
を決議したものであった。
を決議したものであった。
を決議したものであった。
を決議したものであった。
を決議したものであった。
を決議したものであった。
との正当化または是認を与えるものとして使われてはならないこととの正当化または是認を与えるものとして使われてはならないこととの正当化または、①石綿曝露から労働者を防護し、将来の石綿関択された。これは、①石綿曝露から労働者を防護し、将来の石綿関択された。これは、①石綿曝露から労働者を防護し、将来の石綿関

登録制度を確立する等を明示した。 登録制度を確立する等を明示した。 WHOは以下の戦略的方向の草案を公表した(一〇月に公式化)。WHOは以下の戦略的方向の草案を公表した(一〇月に公式化)。WHOは以下の戦略的方向の草案を公表した(一〇月に公式化)。WHOは以下の戦略的方向の草案を公表した(一〇月に公式化)。WHOは以下の戦略的方向の草案を公表した(一〇月に公式化)。WHOは以下の戦略的方向の草案を発表した(一〇月に公式化)。WHOは以下の戦略的方向の草案を発表した。

中という事態になった。旧国鉄で機関車修理等に従事した後にJRの運転手を務入った。旧国鉄で機関車修理等に従事した後にJRの運転手を務入った。旧国鉄で機関車修理等に従事した後にJRの運転手を務入った。旧国鉄で機関車修理等に従事した後にJRの運転手を務入った。旧国鉄で機関車修理等に従事した後にJRの運転手を務

NHKラジオの担当アナウンサーが今度は石綿特集の番組をつくり、患者と家族の会の誕生、GAC二〇〇四開催予定等を放送しり、患者と家族の会の誕生、GAC二〇〇四開催予定等を放送した。それを聞いた関西のドキュメンタリー制作会社が取材を開始し、担当ディレクターの古川さん通いが始まる。そのディレクターから「石綿を吸ったことのない女性の中皮腫患者がいる」と知らされた古川さんは、見舞って話を聞いた。最初のクボタ近隣住民中皮がある。

確たる曝露源が見当たらず、地図を見てクボタが原因ではと疑っの支援を受けて〇五年春、クボタに対して工場の中で何が起こっての支援を受けて〇五年春、クボタに対して工場の中で何が起こっての支援を受けて〇五年春、クボタンドで「うちの社長も」と聞かされた。前田恵子さんという二人目の被害者の発掘である。さらにもうた。前田恵子さんという二人目の被害者の発掘である。さらにもうた。前田恵子さんという二人目の被害者の発掘である。さらにもうた。前田恵子さんという二人目の被害者の中で何が起こっての支援を受けて〇五年春、クボタンドで「うちの社長も」と聞かされているのか明らかにするよう申し入れた。

ー会社が制作した番組は○五年一月二九日と五月二八日に朝日放送関係に見舞金(二○○万円)の支払いを申し出た。ドキュメンタリ結果的にクボタは相当詳しい社内資料を開示し、補償交渉とは無

## 第四章 日本での対策の本格化

# 1 「クボタ・ショック」と日本国内での対応

患者と家族の会の設立からGAC二○○四という流れのなかで、再びメディアが石綿問題を取り上げる機会も増えてきた。患者と家族の会などが尼崎のクボタ近隣住民中皮腫患者と出会ったのもまさにそのなかでのことだった。患者と家族の会副会長の古川和子さんは、「新たな出会いがさらに新たな出会いを生んだ」と語っている。電力会社下請設備工事に従事した夫を石綿肺がんで亡くした古川さんは患者と家族の会設立の中心となり、地元の関西を中心に支川さんは患者と家族の会設立の中心となり、地元の関西を中心に支川さんは患者と家族の会設立からGAで、宣言」を受け継いだ日仲間へのメッセージを残して亡くなった。「遺言」を受け継いだ日仲間へのメッセージを残して亡くなった。「遺言」を受け継いだ日中間へのメッセージを残して亡くなった。「遺言」を受け継いだ日本郵船〇B会や海員組合の努力で被害の振り起こしが進み、○五年本郵船〇B会や海員組合の努力で被害の振り起こしが進み、○五年本郵船のB会や海員組合の努力で被害の振り起こしが進み、○五年本郵船のB会や海員組合の努力で被害の撮りをしている。

気が労災かもしれないと聞かされた加古川の立谷勇さんから連絡がKラジオ「評伝・環境の思想人たち」を聞いた友人から、自らの病石綿全国連の初代代表委員のひとり故田尻宗昭を取り上げたNH

アが追うという形で「クボタ・ショック」が始まった。人は死亡」と報じ、クボタは大阪本社で急遽記者会見し、全メディ死亡(アスベスト関連病で」、「住民五人も中皮腫(見舞金検討、二関』○五年六月二九日付夕刊が、社名を明かして「一○年で五一人系列で放映されたが、企業名は伏せられていた。結局、『毎日新系列で放映されたが、企業名は伏せられていた。結局、『毎日新

「クボタ・ショック」以降、行政や関連企業、石綿全国連等にに、二六日の閣議で、内閣官房長官を中心に総務、文部科と、さらに、二六日の閣議で、内閣官房長官を中心に総務、文部科と、さらに、二六日の閣議で、内閣官房長官を中心に総務、文部科と、さらに、二六日の閣議で、内閣官房長官を中心に総務、文部科と、さらに、二六日の閣議で、内閣官房長官を中心に総務、文部科と、さらに、二六日の閣議で、内閣官房長官を中心に総務、文部科学、厚生労働、経済産業、国土交通、環境の各大臣による「アスベスト問題に関する関係省庁会議を設置し、二一日には局長級に格上げした。さらに、二六日の閣議で、内閣官房長官を中心に総務、文部科学に対する。

が、何をすべきか、できるのかということから著しい混乱がみられとおり、各省庁には備えが全くなかった。どの役所が、どの部署

大きな影響を与えた。 た。この提言は、その後のさまざまな団体等による政策提言等にも腰を据えて真に体系的な総合的対策を確立するよう強く勧告」し

各政党も石綿問題に関するプロジェクトチーム等を設置し、石綿問題はさまざまな委員会等で取り上げられた。参院厚生労働委員会に副院長と古谷杉郎・石綿全国連事務局長を参考人として呼んだ。その後、政局は、参院で郵政民営化法案否決、衆議院解散、総選挙その後、政局は、参院で郵政民営化法案否決、衆議院解散、総選挙という流れになった。

いが、当時においては予防的アプローチ(完全な科学的確実性がなる対応がなされており、行政の不作為があったということはできなる対応がなされており、行政の不作為があったということはできなる対応がなされており、行政の不作為があったということはできなる対応がなされており、行政の不作為があったということはできなる対応がなされており、行政の不作為があったということはできなる対応がなされており、行政の不作為があったということはできなる対応がなされており、行政の不作為があったということはできなる対応がなされており、行政の不作為があったということはできなる対応がなされており、行政の不作為があったということはできなる対応がなされており、行政の不作為があったということはできなる対応がなされており、行政の不作為があったということはできなる対応がなされており、行政の不作為があったということはできなる対応がない。

の反省すべき点もみられた」というものであった。情に加え、個別には関係省庁間の連携が必ずしも十分でなかった等はならないという考え方)が十分に認識されていなかったという事くても深刻な被害をもたらすおそれがある場合には対策を遅らせて

関する法律案」を衆議院に提出するなどの動きが続いた。 関する法律案」を衆議院に提出するなどの動きが続いた。 関する法律案」を衆議院に提出するなどの動きが続いた。 関する法律案」を発表した。一〇月二一日には、連合が「アスなスト基本法(仮称)の制定」と政府・患者・家族・NPO・医療でスト基本法(仮称)の制定」と政府・患者・家族・NPO・医療が「アスベスト基本法(仮称)の制定」と政府・患者・家族・NPO・医療が「アスベスト基本法(仮称)の制定」と政府・患者・家族・NPO・医療が、アスベストを護の見ば、さらに、一〇月二五日に民主党が「石綿対策の総合的推進に関する法律案」を衆議院に提出するなどの動きが続いた。

でての石綿関連疾患の補償の確保という六項目であった。 は、①速やかな全面禁止、②把握・管理・除かけた。掲げた請願は、①速やかな全面禁止、②把握・管理・除かけた。掲げた請願は、①速やかな全面禁止、②把握・管理・除かけた。掲げた請願は、①速やかな全面禁止、②把握・管理・除かけた。掲げた請願は、①速やかな全面禁止、②把握・管理・除かけた。掲げた請願は、①速やかな全面禁止、②把握・管理・除かけた。掲げた請願は、①速やかな全面禁止、②把握・管理・除かけた。掲げた請願は、①速やかな全面禁止、②把握・管理・除かけた。掲げた請願は、①速やかな全面禁止、②把握・管理・除かけた。掲げた請願は、①速やかけた。

止は○六年度中に実施、②「石綿による健康被害の救済に関する法題に係る総合対策」(「総合対策」)を発表した。これは、①全面禁の第五回関係閣僚会合は、「当面の対応」に代えて「アスベスト問害の救済に関する法律案(仮称)大綱」が公表され、一二月二七日他方、一一月二九日の第四回関係閣僚会合で「石綿による健康被他方、一一月二九日の第四回関係閣僚会合で「石綿による健康被

国会に提出するというものだった。正、④その他の施策も含めて平成一七年度補正予算案とともに通常正、優棄物処理法、建築基準法、地方財政法の四法を一括して改律(救済新法)」の制定、③既存石綿対策について大気汚染防止

た。 名は三五万人分を超え、 国民会議、 れ、二五〇〇人が参加した。集会には、民主、共産、社民の各党、 綿全国連は急遽、一月二三日に「百万人署名達成! いさつし、参加者は国会請願デモを行った。二三日以降集まった署 そしてこの間総合対策等の提言を公表した連合、ダイオキシン対策 人署名達成! なくせアスベスト被害、 ○万人を突破して一四六万人強に達した。一月三○日には、「百万 スト被害、国会緊急集会」を開催し、この日までに請願署名は一〇 同審査を拒否し、短時間の審議での早期成立を図った。このため石 綿対策関連四法一括改正案が提出され、 対策関連四法一括改正案が提出され、政府は特別委員会設置や合年が明けて、〇六年一月の通常国会冒頭に、救済新法案と既存石 東京弁護士会公害・環境委員会の各代表らが出席してあ 最終的には一八七万一四七三人分となっ 国民決起集会」が開催さ なくせアスベ

一致した評価であった。

一致した評価であった。

一致した評価であった。

一致した評価であった。

一致した評価であった。

一致した評価であった。

一致した評価であった。

一致した評価であった。

に関しては、見舞金等の請求者が一○○人を超え、既出の「疫学評一方、この間の事態の出発点となった尼崎のクボタ周辺住民被害

以上生活拠点をもっていた者を対象としているが、救済金運営協議 積み補償制度」を実施しているが、工場周辺住民被害者に対して 労働者に対しては二五〇〇~三二〇〇万円を支給する等の「労災上 程」の骨子がまとまったことを公表した。同社は、退職者も含めて 会を設置して、原則から外れる場合の取り扱いを検討する道も確保 畑以内に一年以上居住または範囲内に所在する職場・学校等に 一年 なった者、 万円を支払うというものである。原則として、①救済新法の対象と ていきたいと表明し、○六年四月一七日に、新たな「救済金支払規 もに、見舞金等よりも踏み込んだ補償制度を実施するために協議し 月二五日に、社長らが患者・家族との会合に出席して謝罪するとと 価」によって因果関係が明らかにされてきた。クボタは○五年一二 新たに救済新法とは別に「救済金」として二五〇〇~四六〇〇 ②はすでに一・五㎞にまで拡大されている。 ②石綿を使用していた五四~九五年の間に同工場から一

ある。 後に発症した石綿被害も対象としているものはまだ少ない。これ し、話し合いで補償制度をつくったのは、これまでクボタが唯一で 業も出ている。しかし、患者・家族らに評価に値する情報を開示 かになりつつあり、新法による救済給付に上積みする補償を行う企 「クボタ・ショック」以降、尼崎以外でも新たな住民被害が明ら これからの課題である。 また、労災上積み補償制度を持っている企業は多いが、 退職

#### 石綿問題は終わってい ない

二〇〇六年九月八日、 第六回目に当たる小泉内閣最後の関係閣僚

> されていない。 したかのようであり、続く安倍内閣では、関係閣僚会合自体が開催 形跡はない。「クボタ・ショック」以前の縦割り行政時代に逆戻り 当然なされてしかるべき「小泉内閣の石綿対策の総括」がなされた 係閣僚会合の「総合対策」の進捗状況を確認し、積み残したり、 章は一切なく、 らかになった新たな課題等を整理し、 会合が開催された。公表資料には、政府 - 関係閣僚会合としての文 各省庁からの報告の寄せ集めであった。前年末の関 次の内閣に引き継ぐという、

> > 88

同会合の「総合対策」では、「全面禁止を前倒しして、関係法令の ○五年七月二九日の第一回関係閣僚会合の「当面の対応」では、 大臣は、「二〇〇八年度までに全面禁止」するとの方針を表明し、 スト)にすぎなかった。「クボタ・ショック」直後に尾辻厚生労働 整備を行い二〇〇六年度中に措置する」とされた。 「遅くとも二〇〇八年までに全面禁止を達成する」とされ、年末の は一○種類の石綿含有製品の禁止(禁止品を列挙するネガティブリ 既述のとおり、○四年一○月から実施された原則禁止は、条文上

ィブ・リスト化は実質的な全面禁止」だとしている。 答弁で、EUその他諸国の「全面禁止」にも例外はあり、「ポジテ 止」の時期は「『できるだけ早期に』以上は言えない」という政府 明示されなかった。国会審議でも、「完全な(例外なき)全面禁 リスト化(禁止除外は七製品)を示したものの、全面禁止の時期は 代替化等検討委員会」の報告書を公表し、○六年度中のポジティブ|厚生労働省は○六年一月に、「石綿製品の全面禁止に向けた石綿|

に再整理された適用除外製品等を除き、 こうして、再び安衛令が改正され、経過措置として新たに六品目 石綿をその重量の○・一%

輸出の禁止や海外移転を規制する仕組みがないことも課題である。 施された。とはいえ、全面禁止の実現時期は不透明なままであり、 救済をめぐる問題点は広範囲にわたっており、詳しい解説は省く 隙間」と「▼公正さを欠く点」を示している。この他にも、補償 して終わっていないし、今後も増加し続けることが確実である。 ィアが石綿問題を取り上げる機会は激減しているが、石綿被害は決 公正な」救済にあったことは間違いない。救済新法の施行後、メデ を超えて含有する製品等の使用等の禁止が、〇六年九月一日から実 第13表は、労災補償と救済新法による救済の比較で、「◆救済の 社会の最大の関心が、石綿被害に対する「迅速」かつ「隙間なく 主な問題点だけでも、 以下のような点があげられる。

- ・「すべての被害を救済」できているかどうかの検証
- 新たな時効切り捨ての続出(生存中本人申請要件、 過去分は三年
- ・迅速な行政救済からほど遠い
- ・被災者・家族に多大な医学的立証責任
- ・「石綿肺がん」をほとんど救済できていない
- ・対象疾病以外の石綿関連疾患(とくに石綿肺)
- ・認定事業場名、市区町村別中皮腫数等の公表
- 救済財源の事業主負担のあり方

体等に移行していくにつれて、加害者を特定できない被害事例が将に存在しない場合もあり、環境曝露の発生源が工場から建築物の解 体等に移行していくにつれて、 上『作り直し』が必要」だとしている。補償を行うべき企業がすで 石綿全国連は、「『見直し』は、部分的な手直しではすまず、 事実

> を事実上義務づけたり、促進してきた国の責任を回避することはで 来増えるだろう。石綿の使用中止を遅らせただけでなく、その使用

早急に是正が必要である。これは因果関係の究明にも寄与できる。 ける診断精度の向上までも救済新法の医学判定が担うような現状は 実現していない中皮腫登録制度の確立が重要である。臨床現場にお 済に限られるものではない。まず、何度も勧告されながらいまだに 過去に石綿に曝露した者に係る健康管理対策については、「総合 また、石綿による健康被害対策は、疾病が発症した後の補償・救

結果を踏まえ……見直しを行う」とされている健康管理手帳制度の 以外には具体策が講じられていない。労働者対策では、行政指導で 対策」でもふれられているが、元船員に対する健康管理手帳の創設 よる特別健診が行われたが、恒久的なものではない。「調査研究の 事業主による離退職者健診と倒産企業等には厚生労働省委託事業に 見直しが早急に実施されるべきである。

たが、同専門家会議の報告書は、労働者の場合の健康管理手帳制度 のような「一般住民等の健康管理体制の確立」に関する提言はして 果を活用して、一般住民等の健康管理の促進を図る」ともされてい 理対策の考え方やあり方等は、検討すらされていない。 アスベスト等に曝露した可能性のある児童・生徒・学生等の健康管 は健康管理対策とは言えず、妥当性・将来性等も不透明なままであ いない。現在、一部の地方自治体や企業によって行われている健診 「『石綿に関する健康管理等専門家会議』において検討し、その結 労働者同様に職業曝露を受けた自営業者や、学校等で吹き付け

これまでのわが国の既存石綿対策は、多くの省庁や法令が関与し

89

第14表 アスベスト関連主要4法の「整合性」等の検討

		第1430 / へ、へ	1 因是工发生位约	五百 口 口 。 71人口		
		労働安全衛生法・ 石綿障害予防規則	大気汚染防止法	廃棄物処理法	建築基準法	
改	E法令施行日	2006年9月1日改 正政省令施行	2006年10月1日改 正法令施行	2006年8月6日改 正法令施行	2006年10月1日改 正法令施行	
含	有率基準	0.1%超含有	意図的含有・1% 超含有	0.1%超含有	0.1%超含有(吹付 ロックウール)	
石綿含有吹付	吹き付けアス ベスト			特別管理産業廃棄	アスベスト含有吹 き付けの一部のみ 対象	
	吹き付けロッ クウール	レベル①規制	特定建築材料			
	吹付バーミキ ュライト等		特定建築材料	物		
耐火被履材、保温 材、断熱材		レベル②規制			規制なし	
上記以外の石綿含 有材		レベル③規制	行政指導	収集・運搬・処分 等の基準		
濃度基準		屋内作業基準 150f/1	工場敷地境界基準 10f/1	現行基準なし		
		屋外作業環境基準 (未設定)	建築物工事現場基 準(未設定)	廃棄物処分場基準 (未設定)	室内環境基準(0.3 f/1基準提案採用	
			一般環境基準 (未設定)		されず未設定)	

法は、 ティブ・リスト化と含有率基準引き下げを除くと、マイナーな規則 ざるをえない。 築基準法は改正されたが、一言で言えば、いずれも原則使用禁止と は、その抜本的変革であった。大気汚染防止法、廃棄物処理法、建 略」の不在である。「クボタ・ショック」を契機に求められたの ③と称して、 せておくべきだった対応の遅れを、「クボタ・ショック」後のどさ が指摘されてきた。 ――吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールのみに限定し行政指導だけにとどまる。改正建築基準法は、レベル①の中の一部 処理法はレベル③にも基準を示したものの、 た。大気汚染防止法と廃棄物処理法は、今回の改正で、レベル①と 規制対象の範囲について、石綿則は、レベル①、レベル②、レベル び建築基準法令では○・一%基準でそろった。しかし大気汚染防止 改正のみである。 くさに紛れて取り戻したにすぎず、その点ですら十分でないと言わ いう新たな局面に対応した石綿則の○五年七月施行までに当然済ま レベル②を合わせて区別をつけない規制をかけた。しかし、廃棄物 たとえば、規制対象の石綿含有率基準は、各法令で区々であった ようやく、 新たな規制を導入したものである。 いまだに解説文書で示した一%基準を変えていない。また、 いずれの法令も基本的に建築物等の解体等作業が行われ 曲がりなりにもすべてのレベルに応じた規制を設け 労働安全衛生法・石綿障害予防規則、 労働安全衛生法の改正は行われず、 最大の弱点は、 石綿対策に係る国としての「戦 大気汚染防止法の方は 禁止規制のポジ 廃棄物処理及

第13表 労災補償と新法による救済の比較

		新法による救済	労災時効事例の救済		
	<b>労災補償</b>			法施行前死 生存事例	
財源	·	石綿健康被害救済基金 (一金)	労災保険料		
実施機関等	政府	(独)環境再生保全	厚生労働大 臣	【救済なし】	
<b>芳伽基準監督署</b>		機構事務所、地方環境事務	労働基準監 督署		
適用期間等 ・ 基本的に初診日に遡って適 用、「認定の有効期間」の 定めなし				【施行後3年 間の時限措 置】	【救済なし】
①中皮腫、②肺がん、③石綿肺、②良性石綿胸水、⑤ びまん性胸膜肥厚、⑥その他石綿曝露業務に起因することの明らかな疾病				▼指定(1) 定疾(1) (左欄での側のでででででででででででででででででででででででででででででででででで	7=
医療費	全額補償	▼自己負担分	◆なし	◆時効分の救済なし	
1 院費	原則実費全額補償	◆なし	◆なし	◆時効分0	D救済なし
木業 補 償	月額約33万円 (平均賃金の80%)	▼療養手当として一律月額 103,870円	♦なし	◆時効分の救済なし	
幸 祭 料	約82万円 (平均賃金の30日 分+31,5万円または60日 分)	▼一律約199,000円(時効2 年=労災の場合と同じ)	▼一律 199,000円	♦なし	-
貴族一時金	ー律300万円 (+年金の支 給対象とならない遺族に は約1,307万円 (平均賃金 の1,000日分) の一時金)	◆▼法施行日前罹患者が施 行後2年以内に死亡し、医 存費4療養手当支給総額が 表費4の280万円に満たない 場合に限り、差額を調整金 として支給	▼一律 280 万円の特別 遺族弔慰金	◆▼年金の 支給対象と遺 ならなちに特別遺 族一時金 1,200万円	-
直族 年 金	約275万円(被扶養等遺族1 人で平均賃金の153日分、 2人201日分、3人223日分、 4人以上245日分) ♥時効教済の場合の240万円に満たない定額労災年金 受給者多数	<b> </b> ◆なし	♦なし	▼「遺族の 人との 人 240 万円 人 240 万円 人 330万円 海 り り り り り り り り り り り り り り り り り り	
尤学援護費	保育園・小学校で月額 12,000円~大学38,000円	♦なし	◆なし	◆なし	_

<sup>◆</sup>救済の「隙間」、▼「公正」さを欠く点

ながら、

も多く、③規制等の周知・遵守の徹底、執行体制上の問題も多い等

①それらの間で「整合性」や「連携」を欠き、②「隙間」

況の妥当性等も検証されていない。
で、どれだけの石綿が存在しているかを、誰が、いつ、どのようにで、どれだけの石綿が存在しているかを、誰が、いつ、どのように調査・把握するかを規定した法令は存在しないのである。「クボ調査・把握するかを規定した法令は存在しないのである。「クボる段階にならないと発動されない。現在、どこに、どのような形る段階にならないと発動されない。現在、どこに、どのような形の妥当性等も検証されていない。

策の主な原則としては、以下の点をあげることができる。と内作業環境基準と大気汚染防止法による敷地境界基準だけだが、屋内作業環境基準と大気汚染防止法による敷地境界基準だけだが、屋内作業環境基準と大気汚染防止法による敷地境界基準だけだが、屋内作業環境基準と大気汚染防止法による敷地境界基準だけだが、屋内作業環境基準と大気汚染防止法による敷地境界基準だけだが、屋内作業環境基準と大気汚染防止法による敷地境界基準だけだが、屋内作業環境基準と大気汚染防止法による敷地境界基準に発動されている濃度基準は、労働安全衛生法による現在、法令で策定されている濃度基準は、労働安全衛生法による

- すべてのアスベスト含有製品等を対象とする
- 把握・管理・除去・廃棄等を一貫した対策をたてる
- 有害性・飛散性等による優先順位づけ
- ・有害性(青・茶石綿含有製品)
- ・飛散性(吹き付け、保温材・断熱材・耐火被覆板等)
- 位付け
  利用状況(不特定多数者の利用の有無・頻度等)等による優先順
- ・特別な管理が必要な石綿等作業は認可制、その他は粉じん飛散防・特別な管理が必要な石綿等作業は認可制、その他は粉じん飛散防
- ・封じ込め、囲い込みは「管理」対策のひとつであって「措置済

み」ではないことの徹底

・情報公開/関係者の教育・参加/人材・財政的裏付け・計画的・段階的・継続的取り組み(年次計画の作成等)

このような原則を踏まえた「アスベスト対策基本法」の制定が必このような原則を踏まえた「アスベスト対策委員会」を設置すること等も重要な課題として残されている。要が「アスベスト対策会議」を設置しなければならない。また、被害め「アスベスト対策会議」を設置しなければならない。また、被害者・家族、労働者、市民等の代表を含めた「アスベスト対策基本法」の制定が必このような原則を踏まえた「アスベスト対策基本法」の制定が必

(古 谷 杉 郎)